

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分 保護単価	福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）であって、別表 8 のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（1）職業指導員加算分保護単価
2 幼児加算分保護単 価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって幼児が入所している場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（2）主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改 善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。）の場合	一般分保護単価（職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）、看護職員配置加算（Ⅰ）分保護単価、看護職員配置加算（Ⅱ）分保護単価、児童発達支援管理責任者配置費分保護単価、児童指導員等加配加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額）又は、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずるこ

		とができる。)
4 指導員特別加算分 保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる 福祉型障害児入所施設の場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(3)主 として盲児又はろうあ児を入 所させる福祉型障害児入所施 設の指導員特別加算分保護単 価
5 知的障害児自活訓 練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受け た場合	別に定める基準により認定さ れた保護単価
6 心理指導担当職員 配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(4)心 理指導担当職員配置加算分保 護単価
7 心理指導担当職員 配置加算費(公認心 理師を配置した場 合)	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当し、「公認心理師」の資格を 有する者を配置した場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(5)心 理指導担当職員配置加算分保 護単価(公認心理師を配置した 場合)
8 看護職員配置加算 (I)費	主として知的障害のある児童、盲児又はろ うあ児を入所させる福祉型障害児入所施 設であって、別に定める基準に該当する場 合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(6)看 護職員加配加算(I)分保護単 価
9 看護職員配置加算 (II)費	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当する「看護職員」を加配して 配置した場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(7)看 護職員加配加算(II)分保護単 価
10 児童発達支援管理 責任者配置費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及 び9のその施設の職員の定数表に掲げる 「児童発達支援管理責任者」が配置されて いる場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(8)児 童発達支援管理責任者配置費 分保護単価
11 児童指導員等加配 加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及 び9のその施設の職員の定数表に掲げる 「児童指導員、保育士」を加配して配置さ れている場合、又は「理学療法士、作業療	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(9)児 童指導員等加配加算分保護単 価

	法士、言語聴覚士」が配置されている場合 (2名まで)	
12 小規模グループケア加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)小規模グループケア加算分保護単価

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の 用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事 務 費	福祉型障害児入所施設	施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置児童等数にかかわらず、支弁すべき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁することとしているときは算式(3))によって算定した額とする。</p> <p>なお、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に措置幼児がそれぞれ入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数×支弁率(※)</p> <p>(※) $\left[\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童等数}}{\text{その施設のその月の初日の総措置児童等数}} \right]$</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分月額保護単価×その月初日の措置幼児数</p>

(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。 ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。 算式(1) 51,930円×その月の初日の措置児童等数
	イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数 重度加算費保護単価表(重度障害児1人当たり)

障害種別	月額	
知的障害児	25%加算分	50,730円
	30%加算分	60,890円
自閉症児	25%加算分	50,730円
	30%加算分	60,890円
盲児	25%加算分	48,610円
	30%加算分	58,330円
ろうあ児	25%加算分	43,830円
	30%加算分	52,590円
肢体不自由児		60,890円

ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算

			<p>する。（主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。）</p> <p>行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 × その月の別に定める基準による行動障害児数</p>
ウ 強度 行動 障害 児特 別支 援加 算費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（3）</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 241,940 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>
エ 重 度 重 複 障 害 児 加 算 費	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（4）</p> <p>重度重複障害児加算費月額保護単価 34,300 円×その月初日の別に定める基準による 重度重複障害児数</p>
オ 被 虐	障害児入所施設及び指定発達支援	その児童の監護及び日常諸	<p>算 式（5）</p> <p>被虐待児受入加算費月額保護単価 38,000 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p>

	待 児 受 入 加 算 費	医療機関に 入所する措 置児童等 であって、別 に定める基 準により虐 待を受けて いたものと 認定された 児童	経費等																						
(3)	ア 点 数 分	主として肢 体不自由児 を入所させ る医療型障 害児入所施 設の措置児 童等	施設の運 営に必要な 事務費及び 生活諸経費	次の算式(1)から(10)により算定した額の合 算額 算式(1) 保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初 日の措置児童等数 算式(2) 次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額 保護単価×その月初日の措置児童等数(地方 公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施 設以外の施設の場合、民間施設加算額として 次の表のB欄に掲げる額を加算した額とす る。)																					
不 自 由 児 基 本 分				保育士等加算費保護単価表(措置児童等1人当たり月額)																					
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">措置児童等数</th> <th>50人 まで</th> <th>51人 から 60人 まで</th> <th>61人 から 70人 まで</th> <th>71人 から 80人 まで</th> <th>81人 から 90人 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 欄</td> <td>基 本 分</td> <td>円 28,740</td> <td>円 27,950</td> <td>円 27,340</td> <td>円 26,640</td> <td>円 25,890</td> </tr> <tr> <td>B 欄</td> <td>加 算 分</td> <td>2,450</td> <td>2,350</td> <td>2,320</td> <td>2,240</td> <td>2,160</td> </tr> </tbody> </table>	措置児童等数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで	A 欄	基 本 分	円 28,740	円 27,950	円 27,340	円 26,640	円 25,890	B 欄	加 算 分	2,450	2,350	2,320	2,240	2,160
措置児童等数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで																			
A 欄	基 本 分	円 28,740	円 27,950	円 27,340	円 26,640	円 25,890																			
B 欄	加 算 分	2,450	2,350	2,320	2,240	2,160																			

措置費

措置児童等数		91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで
A欄	基本	円 25,190	円 24,920	円 24,720	円 24,440	円 24,240
B欄	加算	2,150	2,110	2,090	2,070	2,040
措置児童等数		141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人から180人まで	181人から190人まで
A欄	基本	円 24,040	円 23,880	円 23,760	円 23,670	円 23,560
B欄	加算	2,030	2,020	2,020	2,000	1,990
措置児童等数		191人から200人まで	201人以上			
A欄	基本	円 23,440	円 23,350			
B欄	加算	1,990	1,950			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものである。

乳幼児保育士等加算費保護単価表
(乳幼児1人当たり月額)

	A 欄	B 欄
基本分	21,680 円	1,840 円

算式(3)

日用品費月額保護単価 20,780 円 × その月初日の措置児童等数

算式(4)

指導訓練材料費月額保護単価 430 円 × その月初日の措置児童等数

算式(5)

看護代替要員費月額保護単価 160 円 × その月初日の措置児童等数

算式(6)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310 円 × その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備

			<p>・設置基準及び昭和 62 年 10 月 27 日消防予第 189 号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している施設（地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。）</p> <p>算 式(7) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,410 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価（公認心理師を配置した場合） 6,610 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,690 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
イ	別に定める基準による重度肢体不自由児童棟の措置児童	その児童の看護及び日常諸	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価 60,890 円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児童棟の措置児童等数</p>

	害等 児支 援加 算費	経費等	
(4) 肢 体 不 自 由 児 療 育 費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(5)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 20,780 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 21,680 円×その月初日の措置児童等数 ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,680 円×その月初日の措置乳幼児数 (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものである。</p> <p>算式(3) (重度障害児支援加算費分) 重度障害児支援加算費月額保護単価 60,890 円×その月初日の措置児童等数(すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)</p> <p>算式(4) 指導訓練材料費月額保護単価 430 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5)</p>

			<p>特別訓練費月額保護単価 820 円×その月初日において 15 歳を超えた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>												
(5)	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設等の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(10)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) (保育士等加算費)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に掲} \\ \text{げる保育士等加算} \\ \text{費月額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童等数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p>												
自閉症児基本			<p>保育士等加算費保護単価表 (措置児童等 1 人当たり月額)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>措置児童等数</td> <td>40 人 まで</td> <td>41 人 から 50 人 まで</td> <td>51 人 から 60 人 まで</td> <td>61 人 から 70 人 まで</td> <td>71 人 から 80 人 まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	措置児童等数	40 人 まで	41 人 から 50 人 まで	51 人 から 60 人 まで	61 人 から 70 人 まで	71 人 から 80 人 まで						
措置児童等数	40 人 まで	41 人 から 50 人 まで	51 人 から 60 人 まで	61 人 から 70 人 まで	71 人 から 80 人 まで										
分															
措															

置
費

A 欄	基 本 分	円 76,430	円 75,420	円 74,290	円 73,170	円 72,050
B 欄	加 算 分	6,710	6,660	6,490	6,420	6,300
措置児童等数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基 本 分	円 71,650	円 71,310	円 70,900	円 70,490	
B 欄	加 算 分	6,260	6,270	6,190	6,190	

算 式(3) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 20,780円×その月初日の措置児童等数

算 式(4) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童等数

算 式(5) (重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童等 1 人当たり)

区 分	保護単価 (月額)
25%加算分	50,730 円
30%加算分	60,890 円

ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円×その月の別に定める基準による行動障害児数

算 式 (6) (スプリンクラー保守管理等費分)
スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
(40 人以下施設) 950 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式 (7)
心理指導担当職員配置加算分月額保護単価
5,410 円×その月初日の措置児童等数

算 式 (8)
心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合)
6,610 円×その月初日の措置児童等数

算 式 (9)
児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価
7,690 円×その月初日の措置児童等数

算 式 (10)
小規模グループケア加算分月額保護単価
75,940 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数

(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育

			費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)及び(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。
(6) 重 症 心 身 障 害 児 療 育 費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(指導費分) 指導費月額保護単価 252,540 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 20,780 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(3)(看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月初日の措置児童等数(指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(4)(療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 430 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5)(スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310 円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算式(6) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単</p>

			<p>価 7,690 円×その月初日の措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>算 式(7)</p> <p>小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(7)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって幼稚園に就園中のもの及び幼稚園に入園するもの。	幼稚園及び子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童(子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。)が利用する	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。</p> <p>ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>
幼稚園費			

		施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費									
(8)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のものと及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費等代 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>次の算式(1)によって算定した額</p> <p>ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。</p> <p>なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童等数</p> <p>教育費保護単価表（措置児童等1人当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>円 2,210</td> <td>円 4,380</td> <td>円 4,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等であって、交通費の支給を必要と認めるもの（その</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価 (月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価 (月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380								

			<p>児童（重症心身障害児を除く。）が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。）があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額</p> <p>算式(4)</p> <p>特別加算費年額保護単価 86,300 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童等数</p>				
(9)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設のその月におけるその措置児童等が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額				
(10)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その学校の教育	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数</p> <p>見学旅行費保護単価表（措置児童等1人当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,890 円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	21,890 円
学年別	保護単価 (年額)						
小学校第6学年	21,890 円						

費	課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 152 1217 248">中学校第3学年</td> <td data-bbox="1217 152 1422 248">60,910円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 248 1217 398">特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）</td> <td data-bbox="1217 248 1422 398">111,290円</td> </tr> </table>	中学校第3学年	60,910円	特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）	111,290円		
中学校第3学年	60,910円								
特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）	111,290円								
(11) 入進学支度金	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童等数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 931 1289 1077">学年別</th> <th data-bbox="1289 931 1434 1077">保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1077 1289 1173">小学校第1学年入学児童</td> <td data-bbox="1289 1077 1434 1173">64,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1173 1289 1270">中学校第1学年進学児童</td> <td data-bbox="1289 1173 1434 1270">81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年進学児童	81,000円
学年別	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	64,300円								
中学校第1学年進学児童	81,000円								
(12) 特別育成費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童等数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="903 1906 1201 2051">公私別</th> <th data-bbox="1201 1906 1406 2051">保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="903 1906 1201 2051"></td> <td data-bbox="1201 1906 1406 2051"></td> </tr> </tbody> </table>	公私別	保護単価 (月額)				
公私別	保護単価 (月額)								

		教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	<table border="1"> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>23,330 円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>34,540 円</td> </tr> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価 86,300 円 × 高等学校第1学年入学措置児童等数	国・公立高等学校	23,330 円	私立高等学校	34,540 円
国・公立高等学校	23,330 円						
私立高等学校	34,540 円						
(13) 夏 季 等 特 別 行 事 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するのに必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,150 円 × 夏季等特別行事参加措置児童等数				
(14) 期 末 一 時 扶 助 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,480 円 × 12月初日の措置児童等数				

<p>(15) 職業補導費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式(1) その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費</p> <p>算式(2) 職業補導費月額保護単価 5,030 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数</p>												
<p>(16) 児童用採暖費</p>	<p>福祉型障害児入所施設の措置児童等</p>	<p>その児童の冬の採暖に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10 月分から翌年 3 月分までに限る。</p> <p>算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表(措置児童等 1 人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="448 1317 1437 1659"> <thead> <tr> <th>級地別</th> <th>5 級地</th> <th>4 級地</th> <th>3 級地</th> <th>2 級地</th> <th>その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 7,610</td> <td>円 5,840</td> <td>円 3,780</td> <td>円 2,810</td> <td>円 1,410</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 136 号)の施行(平成 16 年 10 月 28 日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 1 条に規定する級地区分を使用すること。</p>	級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域	保護単価(月額)	円 7,610	円 5,840	円 3,780	円 2,810	円 1,410
級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域										
保護単価(月額)	円 7,610	円 5,840	円 3,780	円 2,810	円 1,410										

<p>(17) 就職支度費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 141,430円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>
<p>(18) 葬祭費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、死亡したもの(以下「死亡児」という。)</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が159,040円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価 159,040円×死亡児数</p>

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 肢体不自由児基本分措置医療費	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額</p> <p>イ アに該当しない措置児童等については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額</p>
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(3) 自	主として自閉症児を入	施設の運営に必要な	次の算式により算定した額の合計額

閉症児基本分措置医療費	所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	な医療費	<p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(4)重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(5)措置医療費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>

別表 4

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

<p>(5) 特例障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(6) 高額障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>児童福祉法施行令第 25 条の 5 の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(7) 障害児相談 支援給付費</p>	<p>法第 24 条の 26 に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 26 の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(8) 特例障害児 相談支援給 付費</p>	<p>法第 24 条の 27 に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 27 の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(9) 旧障害児 施設給付 費</p>	<p>旧法第 24 条の 2 に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用</p>	<p>旧法第 24 条の 2 の規定に基づき、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(10)</p>	<p>旧法第 24 条の 6 に規定する高額障害児施設給付費</p>	<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見</p>

<p>旧高額障害児施設給付費</p>	<p>の支給に要した費用</p>	<p>直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」第2条による改正前の児童福祉法施行令（以下「旧児童福祉法施行令」という。）第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(11) 旧特定入所障害児食費等給付費</p>	<p>旧法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用</p>	<p>旧児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>

費目の種類 第 1 欄	対象経費 第 2 欄	基準額 第 3 欄
(1) 障害児入所医療費	法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第 24 条の 20 の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第 24 条の 22 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 肢体不自由児通所医療費	法第 21 条の 5 の 29 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第 21 条の 5 の 29 の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第 21 条の 5 の 31 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 旧障害児施設医療費	旧法第 24 条の 20 に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	旧法第 24 条の 20 の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第 24 条の 22 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	
D 1	A 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 円から 12,000 円まで	6,600
D 2		12,001 円から 30,000 円まで	9,000
D 3		30,001 円から 60,000 円まで	13,500
D 4		60,001 円から 96,000 円まで	18,700
D 5		96,001 円から 189,000 円まで	29,000
D 6		189,001 円から 277,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。）

D 7	277,001 円から 348,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは 54,200 円とする。）
D 8	348,001 円から 465,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは 68,700 円とする。）
D 9	465,001 円から 594,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 85,000 円を超えるときは 85,000 円とする。）
D 10	594,001 円から 716,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 102,900 円を超えるときは 102,900 円とする。）
D 11	716,001 円から 864,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは 122,500 円とする。）
D 12	864,001 円から 1,056,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。）

D 13	1,056,001 円から 1,238,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。）
D 14	1,238,001 円から 1,439,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは 191,200 円とする。）
D 15	1,439,001 円以上	全 額 徴 収

備 考	<p>1 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、同階層及び D 1～D 15 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（1） 地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。</p> <p>（2） 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。））に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>（3） 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>（4） 地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定め</p>
--------	---

るもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第 295 条第 1 項（第 2 号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額（同条第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。

4 措置児童等の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 0 円とする。

① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第 2 項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

③ 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第 24 条の 2 により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 6 条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、第 12 項、第 13 項及び第 14 項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第 22 条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第 56 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

- 5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。
- 6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。
ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。
- 7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別表7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等1人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	272,510	264,440	262,400	257,070	254,220	246,690	241,020	235,340
31～40	229,600	222,770	221,110	216,490	214,060	207,790	203,020	198,220
41～50	206,740	200,570	199,010	194,840	192,680	187,000	182,620	178,250
51～60	199,720	193,730	192,240	188,260	186,120	180,430	176,310	172,060
61～70	193,180	187,370	185,920	181,960	179,930	174,390	170,370	166,250
71～80	184,250	178,690	177,280	173,520	171,520	166,280	162,420	158,470
81～90	179,690	174,220	172,850	169,180	167,330	162,140	158,360	154,560
91～100	172,980	167,790	166,440	162,860	160,970	156,020	152,350	148,620
101～110	172,030	166,820	165,480	161,910	160,140	155,160	151,520	147,800
111～120	171,190	165,970	164,690	161,200	159,320	154,420	150,770	147,100
121～130	170,340	165,130	163,830	160,370	158,470	153,590	149,950	146,290
131～140	169,410	164,230	162,930	159,490	157,670	152,820	149,160	145,490
141～150	168,630	163,470	162,180	158,690	156,900	151,990	148,430	144,780
151～160	167,400	162,270	161,040	157,580	155,800	151,000	147,300	143,700
161～170	166,190	161,110	159,860	156,420	154,700	149,840	146,290	142,610
171～180	165,060	160,000	158,770	155,340	153,490	148,840	145,210	141,650
181～190	163,740	158,780	157,500	154,110	152,370	147,630	144,110	140,530
191人以上	162,480	157,520	156,300	152,940	151,200	146,550	143,030	139,520

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	541,180	525,460	521,570	510,170	504,050	488,240	476,320	464,240
11～20	353,440	343,060	340,470	333,020	329,070	318,600	310,770	302,890

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	219,420	213,630	212,170	207,920	205,730	199,780	195,480	191,070
11～20	193,510	188,090	186,710	182,770	180,660	175,100	171,100	166,850

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	271,050	262,690	260,650	256,320	255,080	245,710	238,240	232,520
31～40	251,320	243,630	241,670	237,750	236,730	227,910	221,000	215,640
41～50	241,960	234,560	232,700	228,480	227,030	218,530	211,860	206,470
51～60	230,980	223,900	222,120	218,130	216,650	208,540	202,300	197,200
61～70	219,450	212,710	211,020	207,370	205,890	198,660	193,030	188,430
71人以上	209,500	203,090	201,460	197,850	196,500	189,630	184,290	179,840

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	253,330	245,790	243,900	238,850	236,240	229,280	223,990	218,720
31 ~ 35	224,970	218,270	216,630	212,100	209,790	203,540	198,790	194,110
36 ~ 40	208,320	202,180	200,640	196,500	194,280	188,530	184,190	179,900
41 ~ 50	185,220	179,710	178,340	174,630	172,670	167,540	163,650	159,780
51 ~ 60	179,110	173,770	172,410	168,760	166,940	161,910	158,120	154,370
61 ~ 70	173,620	168,330	167,050	163,590	161,690	156,820	153,180	149,520
71 ~ 80	167,930	162,820	161,550	158,170	156,370	151,620	148,030	144,530
81 ~ 90	162,160	157,270	156,020	152,740	150,980	146,400	142,900	139,480
91人以上	156,540	151,770	150,560	147,410	145,750	141,200	137,910	134,540

(3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	601,620	584,070	579,740	566,890	560,200	542,350	529,080	515,630
6 ~ 10	541,780	526,020	522,160	510,540	504,590	488,570	476,600	464,550
11 ~ 15	401,250	389,530	386,590	377,710	371,890	360,190	351,280	342,470
16 ~ 20	331,890	322,100	319,670	312,380	307,570	297,640	290,330	282,920
21 ~ 25	285,310	276,940	274,850	268,490	264,300	255,810	249,460	243,160
26 ~ 30	254,500	246,910	245,020	239,720	236,240	229,280	223,990	218,720
31 ~ 35	226,700	220,020	218,280	213,600	210,400	204,180	199,380	194,720
36 ~ 40	209,200	203,020	201,460	197,180	194,200	188,420	184,060	179,770
41 ~ 50	194,930	189,160	187,680	183,550	180,780	175,330	171,220	167,080
51 ~ 60	179,330	173,970	172,620	168,850	166,380	161,360	157,610	153,910
61 ~ 70	173,810	168,510	167,220	163,600	161,060	156,280	152,580	148,940
71 ~ 80	168,110	162,980	161,710	158,180	155,750	150,980	147,410	143,910
81 ~ 90	162,300	157,410	156,160	152,760	150,390	145,820	142,340	138,930
91人以上	156,980	152,180	150,970	147,680	145,400	140,920	137,570	134,210

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	309,020	301,060	299,030	293,180	290,120	281,990	275,960	269,810
6 ~ 10	214,840	209,020	207,540	203,290	201,080	195,160	190,730	186,310
11 ~ 15	181,360	176,280	175,060	171,370	169,480	164,340	160,590	156,660
16 ~ 20	166,770	162,010	160,900	157,400	155,620	150,830	147,230	143,600
21 ~ 25	156,250	151,730	150,610	147,440	145,780	141,170	137,880	134,510
26 ~ 30	147,510	143,220	142,120	139,120	137,430	133,220	130,020	126,800

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	250,990	243,510	241,590	236,590	234,030	227,080	221,760	216,650
31～35	223,040	216,330	214,650	210,210	207,860	201,650	196,900	192,230
36～40	207,280	201,040	199,490	195,400	193,130	187,420	183,100	178,780
41～50	184,300	178,690	177,320	173,660	171,770	166,610	162,730	158,810
51～60	178,370	172,930	171,530	167,970	166,110	161,100	157,350	153,600
61～70	173,050	167,620	166,290	162,780	160,940	156,080	152,450	148,790
71～80	167,410	162,230	160,900	157,480	155,740	151,000	147,410	143,920
81～90	161,890	156,880	155,590	152,230	150,580	145,960	142,530	139,090
91人以上	156,270	151,380	150,120	146,950	145,260	140,820	137,460	134,100

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	595,750	578,240	573,930	561,100	554,460	536,710	523,490	509,980
6～10	536,080	520,410	516,430	504,960	498,940	483,110	471,200	459,180
11～15	395,500	383,810	380,980	372,480	368,110	356,310	347,410	338,670
16～20	328,460	318,850	316,380	309,270	305,630	295,800	288,430	280,980
21～25	284,580	276,150	274,100	267,960	264,750	256,230	249,860	243,460
26～30	250,930	243,530	241,640	236,640	234,010	227,100	221,790	216,650
31～35	222,980	216,350	214,700	210,210	207,920	201,630	196,940	192,230
36～40	207,230	201,040	199,540	195,400	193,290	187,440	183,120	178,780
41～50	184,250	178,760	177,400	173,680	171,840	166,630	162,740	158,810
51～60	178,270	172,940	171,550	167,980	166,130	161,090	157,350	153,600
61～70	172,890	167,620	166,310	162,820	160,980	156,140	152,480	148,790
71～80	167,330	162,220	160,930	157,520	155,760	150,970	147,450	143,920
81～90	161,760	156,840	155,610	152,270	150,610	145,950	142,540	139,090
91人以上	156,150	151,380	150,180	146,980	145,310	140,860	137,500	134,100

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	307,930	299,980	297,980	292,180	289,160	281,110	275,000	269,000
6～10	214,310	208,490	207,040	202,750	200,530	194,710	190,240	185,830
11～15	181,300	176,240	175,010	171,330	169,420	164,330	160,550	156,670
16～20	167,650	162,910	161,710	158,200	156,370	151,520	147,990	144,330
21～25	155,920	151,410	150,300	147,070	145,380	140,840	137,510	134,060
26～30	147,990	143,680	142,640	139,550	137,980	133,690	130,460	127,210

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	260,620	252,660	250,670	245,290	242,500	235,150	229,550	224,000
51～60	256,910	248,980	247,050	241,620	238,640	231,090	225,440	219,690
61～70	250,790	243,080	241,190	236,050	233,340	226,310	220,930	215,540
71人以上	246,000	238,480	236,620	231,650	229,000	222,130	216,820	211,530

2 加算分保護単価

(1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,990	16,450	16,310	15,960	15,820	15,230	14,930	14,550
31 ~ 40	13,640	13,220	13,120	12,810	12,680	12,260	11,970	11,660
41 ~ 50	10,080	9,770	9,700	9,480	9,380	9,070	8,870	8,630
51 ~ 60	9,150	8,880	8,820	8,620	8,540	8,240	8,040	7,830
61 ~ 70	8,070	7,820	7,770	7,610	7,520	7,290	7,120	6,950
71 ~ 80	7,060	6,840	6,790	6,650	6,590	6,360	6,200	6,070
81 ~ 90	6,070	5,890	5,840	5,720	5,650	5,420	5,330	5,230
91 ~ 100	5,000	4,840	4,800	4,670	4,600	4,460	4,400	4,260
101 ~ 110	4,630	4,500	4,450	4,350	4,260	4,170	4,050	3,960
111 ~ 120	4,270	4,140	4,140	4,040	4,020	3,820	3,730	3,620
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,610	3,550	3,450	3,360
131 ~ 140	3,560	3,460	3,430	3,360	3,310	3,230	3,140	3,090
141 ~ 150	3,270	3,170	3,150	3,080	3,060	2,940	2,860	2,790
151 ~ 160	3,140	3,040	3,030	2,950	2,910	2,830	2,760	2,700
161 ~ 170	3,140	3,030	3,020	2,940	2,900	2,770	2,700	2,670
171 ~ 180	3,020	2,950	2,910	2,850	2,800	2,690	2,650	2,550
181 ~ 190	2,910	2,830	2,790	2,730	2,700	2,620	2,540	2,490
191人以上	2,730	2,650	2,630	2,590	2,560	2,490	2,420	2,370

(1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,700	50,090	49,720	48,580	47,960	46,470	45,270	44,020
11 ~ 20	25,730	24,920	24,730	24,180	23,870	23,140	22,540	21,910

(1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	103,630	100,460	99,690	97,380	96,180	93,050	90,730	88,260
6 ~ 10	51,700	50,090	49,720	48,580	47,960	46,470	45,270	44,020
11 ~ 15	34,400	33,320	33,070	32,300	31,950	30,880	30,100	29,300
16 ~ 20	25,730	24,920	24,730	24,180	23,870	23,140	22,540	21,910
21 ~ 25	20,530	19,880	19,720	19,280	19,060	18,450	18,010	17,510
26 ~ 30	16,990	16,450	16,310	15,960	15,820	15,230	14,930	14,550

(2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	26,980	26,190	26,000	25,420	25,110	24,280	23,750	23,210

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	37,560
6 ~ 10	18,780
11 ~ 15	12,520
16 ~ 20	9,390
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,260
31 ~ 35	5,360

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	38,040	36,930	36,660	35,830	35,270	34,160	33,330	32,500
11 ~ 20	19,020	18,470	18,330	17,910	17,630	17,080	16,660	16,250
21 ~ 30	12,680	12,310	12,220	11,940	11,750	11,380	11,110	10,830
31 ~ 40	9,510	9,230	9,160	8,950	8,810	8,540	8,330	8,120
41 ~ 50	7,610	7,380	7,330	7,160	7,050	6,830	6,660	6,500
51 ~ 60	6,340	6,150	6,110	5,970	5,870	5,690	5,550	5,410
61 ~ 70	5,430	5,270	5,230	5,110	5,030	4,880	4,760	4,640
71 ~ 80	4,750	4,610	4,580	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
81 ~ 90	4,220	4,100	4,070	3,980	3,910	3,790	3,700	3,610
91 ~ 100	3,800	3,690	3,660	3,580	3,520	3,410	3,330	3,250
101 ~ 110	3,450	3,350	3,330	3,250	3,200	3,100	3,030	2,950
111 ~ 120	3,170	3,070	3,050	2,980	2,940	2,840	2,770	2,700
121 ~ 130	2,920	2,840	2,820	2,750	2,710	2,620	2,560	2,500
131 ~ 140	2,710	2,630	2,610	2,550	2,520	2,440	2,380	2,320
141 ~ 150	2,530	2,460	2,440	2,380	2,350	2,270	2,220	2,160
151 ~ 160	2,370	2,300	2,290	2,230	2,200	2,130	2,080	2,030
161 ~ 170	2,230	2,170	2,150	2,100	2,070	2,010	1,960	1,910
171 ~ 180	2,110	2,050	2,030	1,990	1,960	1,890	1,850	1,800
181 ~ 190	2,000	1,940	1,930	1,880	1,850	1,790	1,750	1,710
191人以上	1,900	1,840	1,830	1,790	1,760	1,700	1,660	1,620

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,240	38,130	37,860	37,030	36,470	35,360	34,530	33,700
11 ~ 20	20,220	19,670	19,530	19,110	18,830	18,280	17,860	17,450
21 ~ 30	13,880	13,510	13,420	13,140	12,950	12,580	12,310	12,030
31 ~ 40	10,710	10,430	10,360	10,150	10,010	9,740	9,530	9,320
41 ~ 50	8,810	8,580	8,530	8,360	8,250	8,030	7,860	7,700
51 ~ 60	7,540	7,350	7,310	7,170	7,070	6,890	6,750	6,610
61 ~ 70	6,630	6,470	6,430	6,310	6,230	6,080	5,960	5,840
71 ~ 80	5,950	5,810	5,780	5,670	5,600	5,470	5,360	5,260
81 ~ 90	5,420	5,300	5,270	5,180	5,110	4,990	4,900	4,810
91 ~ 100	5,000	4,890	4,860	4,780	4,720	4,610	4,530	4,450
101 ~ 110	4,650	4,550	4,530	4,450	4,400	4,300	4,230	4,150
111 ~ 120	4,370	4,270	4,250	4,180	4,140	4,040	3,970	3,900
121 ~ 130	4,120	4,040	4,020	3,950	3,910	3,820	3,760	3,700
131 ~ 140	3,910	3,830	3,810	3,750	3,720	3,640	3,580	3,520
141 ~ 150	3,730	3,660	3,640	3,580	3,550	3,470	3,420	3,360
151 ~ 160	3,570	3,500	3,490	3,430	3,400	3,330	3,280	3,230
161 ~ 170	3,430	3,370	3,350	3,300	3,270	3,210	3,160	3,110
171 ~ 180	3,310	3,250	3,230	3,190	3,160	3,090	3,050	3,000
181 ~ 190	3,200	3,140	3,130	3,080	3,050	2,990	2,950	2,910
191人以上	3,100	3,040	3,030	2,990	2,960	2,900	2,860	2,820

(6) 看護職員配置加算(Ⅰ)分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,990	49,330	48,910	47,670	46,830	45,170	43,930	42,680
11 ~ 20	25,490	24,660	24,450	23,830	23,420	22,580	21,960	21,340
21 ~ 30	16,990	16,440	16,300	15,890	15,610	15,050	14,640	14,220
31 ~ 40	12,740	12,330	12,220	11,910	11,710	11,290	10,980	10,670
41 ~ 50	10,190	9,860	9,780	9,530	9,360	9,030	8,780	8,530
51 ~ 60	8,490	8,220	8,150	7,940	7,800	7,530	7,320	7,110
61 ~ 70	7,280	7,040	6,980	6,810	6,690	6,450	6,270	6,090
71 ~ 80	6,370	6,160	6,110	5,950	5,850	5,640	5,490	5,330
81 ~ 90	5,660	5,480	5,430	5,290	5,200	5,020	4,880	4,740
91 ~ 100	5,090	4,930	4,890	4,760	4,680	4,510	4,390	4,260
101 ~ 110	4,630	4,480	4,440	4,330	4,250	4,100	3,990	3,880
111 ~ 120	4,240	4,110	4,070	3,970	3,900	3,760	3,660	3,550
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,600	3,470	3,370	3,280
131 ~ 140	3,640	3,520	3,490	3,400	3,340	3,220	3,130	3,040
141 ~ 150	3,390	3,280	3,260	3,170	3,120	3,010	2,920	2,840
151 ~ 160	3,180	3,080	3,050	2,970	2,920	2,820	2,740	2,660
161 ~ 170	3,000	2,900	2,870	2,800	2,750	2,650	2,580	2,510
171 ~ 180	2,830	2,740	2,710	2,640	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,680	2,590	2,570	2,500	2,460	2,370	2,310	2,240
191人以上	2,550	2,460	2,440	2,380	2,340	2,250	2,190	2,130

(7) 看護職員配置加算(Ⅱ)分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,990	49,330	48,910	47,670	46,830	45,170	43,930	42,680
11 ~ 20	25,490	24,660	24,450	23,830	23,420	22,580	21,960	21,340
21 ~ 30	16,990	16,440	16,300	15,890	15,610	15,050	14,640	14,220
31 ~ 40	12,740	12,330	12,220	11,910	11,710	11,290	10,980	10,670
41 ~ 50	10,190	9,860	9,780	9,530	9,360	9,030	8,780	8,530
51 ~ 60	8,490	8,220	8,150	7,940	7,800	7,530	7,320	7,110
61 ~ 70	7,280	7,040	6,980	6,810	6,690	6,450	6,270	6,090
71 ~ 80	6,370	6,160	6,110	5,950	5,850	5,640	5,490	5,330
81 ~ 90	5,660	5,480	5,430	5,290	5,200	5,020	4,880	4,740
91 ~ 100	5,090	4,930	4,890	4,760	4,680	4,510	4,390	4,260
101 ~ 110	4,630	4,480	4,440	4,330	4,250	4,100	3,990	3,880
111 ~ 120	4,240	4,110	4,070	3,970	3,900	3,760	3,660	3,550
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,600	3,470	3,370	3,280
131 ~ 140	3,640	3,520	3,490	3,400	3,340	3,220	3,130	3,040
141 ~ 150	3,390	3,280	3,260	3,170	3,120	3,010	2,920	2,840
151 ~ 160	3,180	3,080	3,050	2,970	2,920	2,820	2,740	2,660
161 ~ 170	3,000	2,900	2,870	2,800	2,750	2,650	2,580	2,510
171 ~ 180	2,830	2,740	2,710	2,640	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,680	2,590	2,570	2,500	2,460	2,370	2,310	2,240
191人以上	2,550	2,460	2,440	2,380	2,340	2,250	2,190	2,130

(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,420	53,580	53,110	51,730	50,800	48,960	47,570	46,190
11 ～ 20	27,710	26,790	26,550	25,860	25,400	24,480	23,780	23,090
21 ～ 30	18,470	17,860	17,700	17,240	16,930	16,320	15,850	15,390
31 ～ 40	13,850	13,390	13,280	12,930	12,700	12,240	11,890	11,540
41 ～ 50	11,080	10,710	10,620	10,340	10,160	9,790	9,510	9,230
51 ～ 60	9,230	8,930	8,850	8,620	8,460	8,160	7,920	7,690
61 ～ 70	7,910	7,650	7,580	7,390	7,250	6,990	6,790	6,590
71 ～ 80	6,920	6,690	6,640	6,460	6,350	6,120	5,940	5,770
81 ～ 90	6,150	5,950	5,900	5,740	5,640	5,440	5,280	5,130
91 ～ 100	5,540	5,350	5,310	5,170	5,080	4,890	4,750	4,610
101 ～ 110	5,030	4,870	4,820	4,700	4,610	4,450	4,320	4,190
111 ～ 120	4,610	4,460	4,420	4,310	4,230	4,080	3,960	3,840
121 ～ 130	4,260	4,120	4,080	3,970	3,900	3,760	3,660	3,550
131 ～ 140	3,950	3,820	3,790	3,690	3,620	3,490	3,390	3,290
141 ～ 150	3,690	3,570	3,540	3,440	3,380	3,260	3,170	3,070
151 ～ 160	3,460	3,340	3,320	3,230	3,170	3,060	2,970	2,880
161 ～ 170	3,260	3,150	3,120	3,040	2,980	2,880	2,790	2,710
171 ～ 180	3,070	2,970	2,950	2,870	2,820	2,720	2,640	2,560
181 ～ 190	2,910	2,820	2,790	2,720	2,670	2,570	2,500	2,430
191人以上	2,770	2,670	2,650	2,580	2,540	2,440	2,370	2,310

(9) 児童指導員等加配加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	41,570	40,180	39,830	38,790	38,100	36,720	35,680	34,640
11 ～ 20	20,780	20,090	19,910	19,400	19,050	18,360	17,840	17,320
21 ～ 30	13,850	13,390	13,270	12,930	12,700	12,240	11,890	11,540
31 ～ 40	10,390	10,040	9,960	9,690	9,520	9,180	8,920	8,660
41 ～ 50	8,310	8,030	7,960	7,760	7,620	7,340	7,130	6,920
51 ～ 60	6,920	6,690	6,630	6,460	6,350	6,120	5,940	5,770
61 ～ 70	5,930	5,740	5,690	5,540	5,440	5,240	5,090	4,940
71 ～ 80	5,190	5,020	4,980	4,850	4,760	4,590	4,460	4,330
81 ～ 90	4,610	4,460	4,420	4,310	4,230	4,080	3,960	3,840
91 ～ 100	4,150	4,010	3,980	3,870	3,810	3,670	3,560	3,460
101 ～ 110	3,770	3,650	3,620	3,520	3,460	3,330	3,240	3,140
111 ～ 120	3,460	3,340	3,320	3,230	3,170	3,060	2,970	2,880
121 ～ 130	3,190	3,090	3,060	2,980	2,930	2,820	2,740	2,660
131 ～ 140	2,960	2,870	2,840	2,770	2,720	2,620	2,540	2,470
141 ～ 150	2,770	2,670	2,650	2,580	2,540	2,440	2,370	2,300
151 ～ 160	2,590	2,510	2,490	2,420	2,380	2,290	2,230	2,160
161 ～ 170	2,440	2,360	2,340	2,280	2,240	2,160	2,090	2,030
171 ～ 180	2,300	2,230	2,210	2,150	2,110	2,040	1,980	1,920
181 ～ 190	2,180	2,110	2,090	2,040	2,000	1,930	1,870	1,820
191人以上	2,070	2,000	1,990	1,940	1,900	1,830	1,780	1,730

(10) 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	91,130	88,090	87,330	85,050	83,540	80,500	78,220	75,940

障害児入所施設の職種別職員定数表

1 福祉型障害児入所施設

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。

看護師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保育士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。

調理員等	4人。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごと	本体施設の職員と兼務とする。	_____

	に1人を加算する。		
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱 託 医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。

栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。